

平成31年4月1日から資本関係又は人的関係にある者同士の 同一入札への参加が制限されます

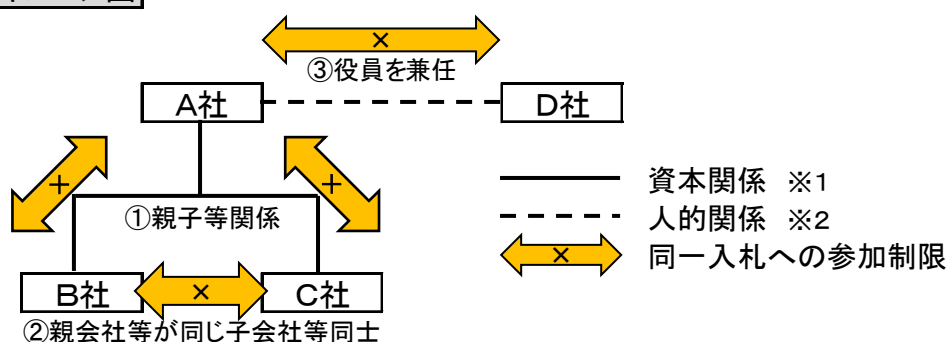
談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、県発注工事について資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加を制限します。

1 参加制限の概要

神奈川県が実施する工事の条件付き一般競争入札及びいのち貢献度指名競争入札において、同一入札に参加する複数の者の関係が、2に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する場合、基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱います。

ただし、基準に該当する者のいずれかが、開札前に辞退届の提出を行えば、辞退しない者が行った入札は有効と取り扱うものとします。

イメージ図



※1（資本関係） 親会社・子会社の関係にある会社、同一の者が経営の支配権を握っている会社

※2（人的関係） 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

2 基準

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

会社法 第2条（抜粋）

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

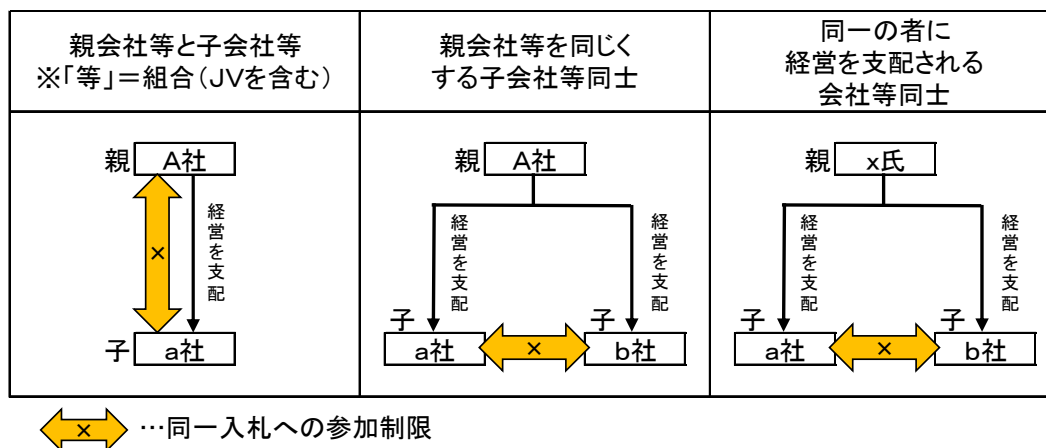
ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

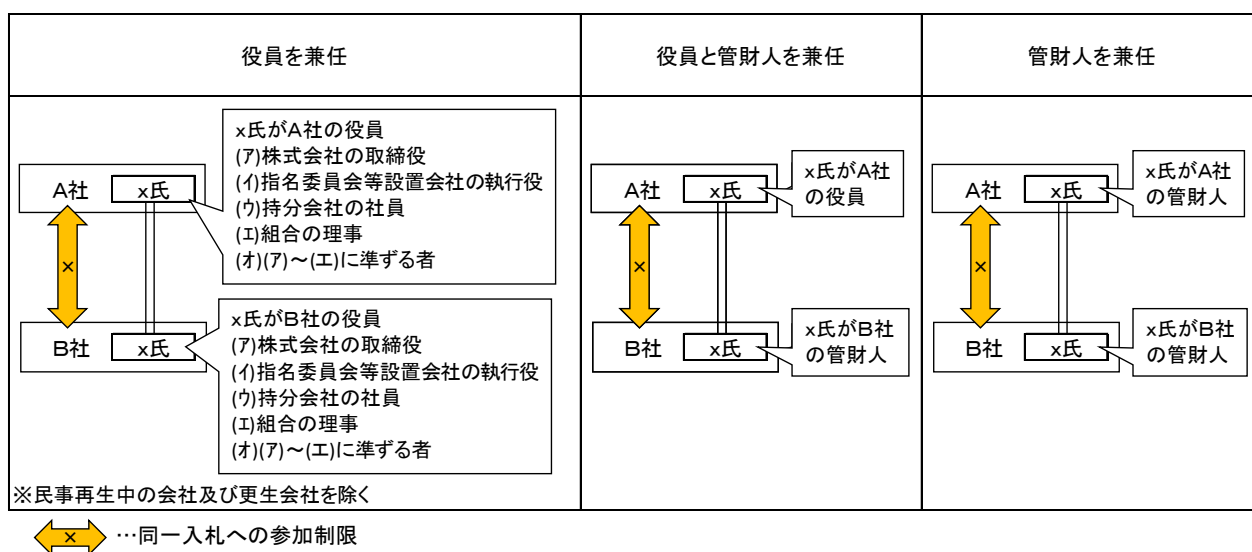
ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの



（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。
 ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除きます。

- ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次図中(ア)から(オ)の者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合



（３）その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札案件に参加している場合その他上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

３ 申告書の提出

基準に該当する者かどうかの確認のため、入札に参加しようとする者は、資本関係又は人的関係申告書（以下「申告書」という。）を提出する必要があります。申告書の記載にあたっては、別紙「資本関係又は人的関係申告書の記載にあたっての注意事項」を参照してください。

なお、提出された申告書の内容に疑義等が生じた場合、調査を行うことがあります。

（１）条件付き一般競争入札

個別の案件ごとに「神奈川県電子自治体共同運営システム」（以下「かながわ電子入札システム」という。）による競争参加資格確認申請を行う際に、添付資料として提出してください。

発注機関は、基準に該当する者同士が同一入札に参加しているかどうかを確認し、基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱います。ただし、基準に該当する者のうち、他の者が開札前に辞退届の提出を行えば、残った一者の行った入札は有効とします。なお、基準に該当する者同士が、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題はありません。

また、入札書の提出期限までに申告書が提出されなかった場合は、資本関係又は人的関係にある者の確認ができないため、未提出者の入札は無効となります。

（２）いのち貢献度指名競争入札

個別の案件ごとに、入札説明書に指定する期限までにファックス等により提出してください。

発注機関は、基準に該当する者同士が同一入札に参加しているかどうかを確認し、基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱います。ただし、基準に該当する者のうち、他の者が開札前に辞退届の提出を行えば、残った一者の行った入札は有効とします。なお、基準に該当する者同士が、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題はありません。

また、入札書の提出期限までに申告書が提出されなかった場合は、資本関係又は人的関係にある者の確認ができないため、未提出者の入札は無効となります。

４ 適用の時期

平成 31 年 4 月 1 日以降に公告、指名通知を行う案件から適用します。

５ その他

申告書の内容に虚偽が判明した場合又は重要な事実が記載されていなかった場合は、神奈川県指名停止等措置要領に基づき指名停止措置を講じる場合があります。

問合せ先

県土整備局 事業管理部 県土整備経理課 入札制度グループ

【電話】 0 4 5 - 2 1 0 - 6 0 9 2 （直通）

資本関係又は人的関係申告書の記載にあたっての注意事項

- ① 資本関係又は人的関係申告書（以下「申告書」という。）は、入札案件ごとに提出してください。
- ② 資本関係又は人的関係がない場合でも、申告書を提出する必要があります。
- ③ 条件付き一般競争入札の入札参加申請時やいのち貢献度指名競争入札における指定された提出期限までに申告書を提出しなかった場合は、入札担当部署に連絡の上、速やかに申告書をファックス等により提出してください。
なお、入札書の提出期限までに申告書の提出がない場合、入札は無効となります。
- ④ 申告書の提出後、新たに資本関係又は人的関係が生じた場合は、入札担当部署に連絡の上、速やかに申告書をファックス等により提出してください。
- ⑤ 資本関係又は人的関係がある他の者については、「神奈川県競争入札参加資格者名簿」に登載されている者についてのみ記載してください。
- ⑥ 共同企業体（JV）として入札に参加する場合は、構成員ごとに申告書を提出する必要があります。
- ⑦ 組合（協同組合等）が入札に参加する場合は、「神奈川県競争入札参加資格者名簿」に登載されているすべての構成員について1（1）イの欄に記載してください。
（組合の構成員が単体で入札に参加する場合、加入している組合について記載する必要はありません。）
- ⑧ その他記載については、別紙「記載例」を参照してください。また、記載欄が不足する場合は、適宜行を追加してください。
- ⑨ 記載内容について調査する場合があります。また、調査の結果、虚偽の記載が判明した場合又は重要な事実を記載していなかった場合は、指名停止措置を講じる場合があります。

記載例

資本関係又は人的関係申告書

平成 年 月 日

〇〇土木事務所長 様

申告者
住所 〇〇市〇〇区△△1丁目1番地
商号又は名称 〇〇建設（株）
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

資本関係又は人的関係については、以下のとおりです。

1 「神奈川県競争入札参加資格者名簿」に記載されている他の者（以下「資格者」という。）との間における
資本関係又は人的関係 [あり ・ なし]

(1) 資本関係がある他の資格者

ア 親会社等の関係にある他の資格者

認定番号	商号又は名称	所在地	備 考
111111	△△建設（株）	〇〇市〇〇区△△2丁目1番地	
123123	△△・〇〇経常建設共同企業体	〇〇市〇〇区△△2丁目1番地	△△建設（株）が構成員

イ 子会社等の関係にある他の資格者

認定番号	商号又は名称	所在地	備 考
123456	〇〇建設（株）	〇〇市〇〇区△△1丁目2番地	

ウ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある他の資格者

認定番号	商号又は名称	所在地	備 考
111222	△△土木（株）	〇〇市〇〇区△△1丁目3番地	

※ウに係る親会社等については、建設業者・資格者に限りません。

(2) 人的関係がある他の資格者

認定番号	商号又は名称	所在地	基準に該当する者		
			氏名	自社役職名	他社役職名
101345	〇〇興業（株）	〇〇市〇〇区△△1丁目4番地	〇〇 △△	取締役	取締役

注1 1は、「あり」「なし」どちらか一方を○印で囲み、「なし」の場合には(1)及び(2)の欄に記載する必要はありません。

2 神奈川県競争入札参加資格者名簿に記載された者のうち資本関係又は人的関係にあるすべての者を1の(1)及び(2)の欄に記載して下さい。

3 資本等で関係がある他の資格者が、他の共同企業体を結成している場合についても同様に記載して下さい。

4 本申告書の提出後、入札書の提出期限日までに新たな資本関係又は人的関係が生じた場合には、その都度申告書を提出して下さい。

5 上記の記載内容について調査する場合があります。また、調査の結果、虚偽の記載が判明した場合又は重要な事実を記載していなかった場合は、指名停止措置を講じる場合があります。

資本関係又は人的関係にある者同士の 同一入札への参加制限に係るQ & A

問1 資本関係にある者同士の同一入札への参加制限を行う理由は何ですか。

答 親会社と子会社は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上一者と同等にみなすことができます。また、子会社同士であっても、親会社を含めて全体で一者と同等にみなすことができます。

これらの会社間では当然十分に意思疎通が図られるものであることから、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、入札への参加を制限するものです。

問2 「経営を支配」とはどういうことなのか。

答 会社法施行規則の規定では下記のとおりとなっています。

「経営を支配」とは

- ① 議決権の50%超を自己（子会社等を含む。以下同じ。）の計算で所有（※1）
- ② 議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホのいずれかに該当
 - イ 自己所有等議決権数の割合（※2）が50%超
 - ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人（※3）
 - ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在
 - ニ 負債総額に占める自己が行う融資（債務保証等を含む。）（※4）の割合が50%超
 - ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
- ③ 自己所有等議決権数の割合が50%超（自己の計算分がゼロの場合を含む。）

※1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。

※2 自己所有等議決権数の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己（自然人に限る。）の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。

※3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。

※4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。

（会社法施行規則第3条の2）

問3 人的関係にある者同士について同一入札への参加制限を行う理由は何ですか。

答 同一人物が二者の経営権等に関与していることから、二者が入札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使しうる立場にあるためです。

問4 役員の定義はどうなっているのか。

答 下記のアからオのとおりです。

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除きます。

- ① 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 社外取締役
- ④ 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 指名委員会等設置会社の執行役

ウ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

問5 代表権を有しない役員を兼任している場合も制限する理由は何ですか。

答 代表権の有無によらず、役員を兼ねている場合は、役員を兼ねている二者の入札価格を決定し又は知り、影響力を行使しうる立場にあるためです。

問6 役員は同一人物ではないが、役員同士の関係が親子関係、兄弟関係、婚姻関係にある場合も、人的関係に該当しますか。

答 同一人物が兼ねている場合のみ基準に該当し、役員同士が親子関係、兄弟関係、婚姻関係にあるだけでは基準には該当しません。

問7 法人としては別会社になっているが、所在地や電話番号が同じ場合、基準に該当しますか。

答 所在地や電話番号が同じであるだけでは、基準には該当しません。

問8 条件付き一般競争入札で入札参加申請時に申告書を添付しなかった場合、どのようにすればよいですか。

答 入札担当部署に連絡の上、速やかにファックス等により提出してください。なお、入札書の提出期限までに申告書が提出されなかった場合は、資本関係又は人的関係に

ある者の確認ができないため、未提出者の入札は無効となります。

問 9 いのち貢献度指名競争入札で指定された提出期限までに申告書を提出しなかった場合、どのようにすればよいですか。

答 入札担当部署に連絡の上、速やかにファックス等により提出してください。なお、入札書の提出期限までに申告書が提出されなかった場合は、資本関係又は人的関係にある者の確認ができないため、未提出者の入札は無効となります。

問 10 申告書の提出後、新たに資本関係又は人的関係が生じた場合、どのようにすればよいですか。

答 入札担当部署に連絡の上、速やかに新たな申告書をファックス等により提出してください。

問 11 申告書の提出後、自社と資本関係又は人的関係にある別の会社も同一の入札案件に参加しようとしていることが分かった場合、どのようにすればよいですか。

答 入札に参加する者を一者に限定し、他の者が開札前までに辞退届を提出すれば、その一者の行った入札は有効とします。なお、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題はありません。

問 12 共同企業体（JV）での取扱いはどうなりますか。

答 代表者がどうかにかかわらず、共同企業体の構成員が基準に該当すれば、基準に該当する共同企業体は同一入札に参加することはできません。

